

監査結果に係る措置通知書

健康福祉局		
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>(2) 指定管理者制度における利用料金の承認手続について</p> <p>公の施設の管理を指定管理者に行わせ、その利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならないとされている。</p> <p>ところが、健康政策課においては、休日夜間診療所の利用料金について、指定管理者から地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第9項及び仙台市休日夜間診療所条例(昭和54年仙台市条例第28号)第9条第2項から第4項までの規定により承認申請を受け承認を行うという一連の事務手続を行っていなかった。</p> <p>指定管理者が定める公の施設の利用料金の承認手続に当たっては、関係法令に則り、適正に処理する必要がある。</p>	<p>利用料金の申請・承認に関する事務手続に遺漏がないよう、指定管理者選定時に使用するチェックリストを作成し、毎年度締結している「指定管理料に関する確認書」においても、利用料金に係る市長の承認手続等の項目を追加した。</p> <p>また、当該事務手続に関する課内研修及び指定管理者への研修を行った。</p> <p>なお、指摘のあった休日夜間診療所の利用料金については、確認書を取り交わすことにより、承認に関する事務手続を行った。</p> <p>課内研修実施日 平成30年8月30日</p> <p>指定管理者への研修実施日 平成30年8月30日</p>	